

## 【医療情報・システム基盤整備体制充実加算に関するお知らせ】

医療法人社団仁風会 青木病院(以下、当院)は、国の施策によりマイナンバーカードを用いて医療情報を取得できる体制を整備しております。患者様ご自身でマイナンバーカードを使用して、受付の認証端末での認証操作について、ご協力をお願いいたします。

この仕組みは、医療機関同士の連携による適切な診療等に寄与するものです。

( ※マイナ保険証とは…マイナンバーカードと保険証を紐付け連携したものです。 )

- 当院は 2023 年 3 月 30 日にマイナンバーカードによるオンライン資格確認機器を設置し、オンライン資格確認を行う体制を有しています。
- より質の高い診療を行うため、オンライン資格確認による情報（受診歴、薬剤情報、特定健診情報、その他必要な診療情報）を取得・活用して診療を行います。

令和 5 年 4 月～

### 【医療情報・システム基盤整備体制充実加算】

1. 施設基準を満たす医療機関で、初診を行った場合(マイナ保険証利用なし) 6 点
2. マイナ保険証で情報取得等し、初診を行った場合(マイナ保険証利用あり) 2 点

※過去に当院を受診されていた方でも、久しぶりの受診や新たな疾患で受診された場合は初診料の算定をする場合がございます。

### 【医療情報・システム基盤整備体制充実加算 3】

施設基準を満たす医療機関を受診した患者に対し、再診を行った場合(マイナ保険証利用なし) 2 点

正確な情報を取得・活用する為、マイナ保険証によるオンライン資格確認等の利用に、ご協力をお願い致します。ご不明な点は、受付にてお問い合わせください。